

仕 様 書

1 業務名

被爆80周年特別国際シンポジウムの運営等業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年8月26日まで

3 概要（予定）

（1）開催日時等

日時：令和7年8月6日（水） 17:00～20:00

会場：広島平和記念資料館東館地下1階 メモリアルホール

主催：公益財団法人広島平和文化センター

（2）会場等の借上時間

令和7年8月6日（水）9:00～21:00（会場は発注者が借り上げる。）

（3）スケジュール（予定）

時間	プログラム
17:00～17:05（5分）	開会・挨拶
17:05～18:05（60分）	セッション1
18:05～18:15（10分）	休憩・転換
18:15～19:20（65分）	セッション2
19:20～19:40（20分）	質疑応答
19:40～19:45（5分）	まとめ
19:45～19:50（5分）	閉会・挨拶

4 業務内容

（1）開催準備に関すること

ア 配布資料及び印刷物の作成

区分	仕様	数量
ポスター	白地、片面カラー印刷（デザインも含む）	100 枚
質問用紙	A4、白地、片面コピー白黒印刷 （クリップペンシル300本を含む）	300 枚
アンケート用紙	A4、白地、両面コピー白黒印刷	300 枚
当日配付レジュメ	A4、白地、両面コピー白黒印刷	300 部

※ポスターは7月中旬までに事務局に納品すること。

イ 事務局代行業務

発注者と協議しながら、運営マニュアル・進行台本を作成すること。

ただし、次の事項については発注者が行う。

（ア）パネリスト等の選定

（イ）司会者の手配

（ウ）同時通訳者の手配

ウ 備品・機材などの手配

開催に必要な機材等を手配すること

区分	機材等	数量
音響関係	ダイナミックマイク	6 本
	ワイヤレスマイク	4 本
	卓上マイクスタンド	6 本
	床上マイクスイタンド	4 本
	その他音響に必要な機材（ミキサー等）	1 式
同時通訳関係	赤外線方式同時通訳システム（周辺機器を含む。）	1 式
	レシーバー（イヤホン付き）	3 0 0 台
	簡易ブース	1 式
	その他同時通訳（赤外線方式）に必要な機材	1 式
配信・録画関係	業務用カメラ	1 式
	レコーダー	
	その他配信・録画に必要な機材（配信するためのアカウント取得を含む）	
登壇者用機材	パソコン（パワーポイント使用）	7 台
	返しモニター	7 台
要約筆記関係	パソコン	必要台数
	プロジェクター	1 台
	自立式スクリーン（1 0 0 インチ以上）	1 台

エ 看板・表示物等の手配

区分	仕様	数量
吊看板	W5400mm×H600mm	1 枚
パネリスト等の氏名表示	A 3 サイズ	7 枚
設営、撤去		1 式

オ 手話通訳者、要約筆記者の手配

区分	人数
手話通訳者	2 人
要約筆記者	4 人

カ 当日運営要員の手配

区分	人数
進行ディレクター	1 人
進行アシスト	1 人
出演者アテンド	2 人

受付係	2 人
会場案内係	2 人
同時通訳オペレーター	必要人数
カメラマン	必要人数
映像配信オペレーター (会場備え付けプロジェクターの設定、調整及び操作を含む)	必要人数
音響・照明オペレーター	必要人数

(2) 当日の運営に関すること

ア 進行業務等

- ・ 機材設置、調整、操作及び撤去
- ・ 会場備え付けプロジェクターの設定、調整及び操作
- ・ 照明の調整、操作
- ・ 受付の設置及び撤去
- ・ 舞台の備品、机等の設置及び撤去
- ・ 進行補助（出演者等の補助を含む。）
- ・ 誘導等の対応
- ・ 会場内の様子、受付等の写真撮影

イ 動画撮影

ホームページ上で録画を配信するための映像等

ウ オンライン配信に関する進行・管理

エ アンケート用紙配付・回収

(3) 開催後に関すること

ア 開催結果の報告

次の内容について整理した報告書を作成する。

- ・ 開催概要（参加人数、記録写真、配付資料等）
- ・ パネルディスカッションの議事録
- ・ 回収したアンケートの回答整理

イ 記録映像の作成

記録映像を編集し、日本語と英語の動画をそれぞれ 1 本ずつ記録媒体で納品すること。

5 業務上の留意事項

従業員の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 勤務中は服装を正しくし、入館者に対して礼儀正しく応対すること。
- (2) 休憩は、指定した場所で行うこと。
- (3) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を決定すること。

6 報告事項等

- (1) 委託契約約款第 6 条に定める委託業務実施計画書は、契約締結から 10 日以内に、所定の様式により提出して、発注者の承認を受けるものとする。
- (2) 委託契約約款第 12 条第 1 項に定める委託業務実施報告書は、役務の提供後 10 日目に当たる日までに所定の様式により提出して、発注者の検査を受けるものとする。

7 検査完了期日（期限）

発注者による検査完了期日（期限）は、役務の提供後 20 日目に当たる日（ただし、実施報告

書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日)とする。

8 費用の負担

費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な限度で、施設及び設備を無償で 사용할 ことができる。
- (2) 業務に要する経費のうち、電気及び水道料は、発注者の負担とする。
- (3) 前号以外の業務を実施するために必要な機材等は、全て受注者の負担とする。

9 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。